設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和８年２月27日受付分）

特定非営利活動法人
LGBTQ ユースサポート・プライドプロジェクト

縦覧期間

令和８年２月27日（金）から
令和８年３月13日（金）まで

特定非営利活動法人LGBTQユースサポート・プライドプロジェクト定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人LGBTQユースサポート・プライドプロジェクトという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、多様なセクシュアリティを生きるこども・若者が安心して社会の中で育ち、セクシュアリティによる環境格差を抱えることなく地域の中で安心して生きられるよう、居場所づくり、ジェンダーセクシュアリティの教育事業、まちのなかで様々な人が生きていることを知るための事業等を行う。すべてのこども・若者がセクシュアリティにかかわらず安心して居場所を感じられる社会の形成を目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　まちづくりの推進を図る活動
(4)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(5)　男女共同参画の形成の促進を図る活動
(6)　子どもの健全育成を図る活動
(7)　経済活動の活性化を図る活動
(8)　職業能力開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(9)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1)　こども・若者が地域の中で出会い、ネットワークを形成するための事業
(2)　多様なセクシュアリティを生きるこども・若者を対象とした相談・支援事業

(3)　イベント、ワークショップ等による普及啓発事業
(4)　暮らしに関する支援事業（住居支援、食糧支援等）
(5)　関係機関・団体との連携およびネットワーク形成事業
(6)　調査、研究、出版等に関する事業
(7)　教材・資料の作成および出張授業等の教育支援事業
(8)　こども・若者を直接的または間接的に支援するための事業
(9)　目的を同じくする法人又は個人の活動を支援し、育成する事業
(10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（会員の種類）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1)　退会の申し出があったとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数３分の２以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　法令、定款に違反したとき。
(2)　この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第13条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上８人以下
(2)　監事　１人以上３人以下
２　理事のうち、１人を代表理事とする。

（選任等）
第14条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　代表理事は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）
第15条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる業務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条 役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定に関わらず、任期満了前に就任後２事業年度が終了したのちの総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第19条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
２　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業報告及び決算
(5)　役員の選任又は解任
(6)　入会金及び会費の額
(7)　会員の除名
(8)　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数２分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第15条第４項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項

とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の２分の１以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前２項の規定に関わらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第２項、次条第１項第３号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員の現在数

(3)　総会に出席した正会員の数

(4)　議長の選任に関する事項

(5)　審議事項

(6)　議事の経過の概要及び議決の結果

(7)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

３ 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面、電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1)　事業計画及び予算並びにその変更
(2)　理事の職務
(3)　役員の報酬
(4)　借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(5)　事務局の組織及び運営
(6)　総会に付議すべき事項
(7)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(8)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　代表理事が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
(3)　第15条第４項第５号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）
第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第37条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第38条　各理事の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第39条　理事会の議事については､次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事の現在数
(3)　理事会に出席した理事の数及び氏名
(4)　審議事項
(5)　議事の経過の概要及び議決の結果
(6)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）
第40条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　事業に伴う収益
(5)　資産から生じる収益
(6)　その他の収益

（資産の管理）
第41条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）
第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。
２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）
第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第48条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）
第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、当法人のホームページに掲載して行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章　雑則

（施行細則）

第53条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事　本多　正宗
理事　　有村　陽子
理事　　吉岡　有可
理事　　井上　鈴佳
監事　　坂田　和

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から2027年５月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年３月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員	個人	団体
①入会費	0円	0円
②年会費	10,000円	30,000円
(2)　賛助会員	個人	団体
①入会費	0円	0円
②年会費（一口）	3,000円	10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 LGBTQ ユースサポート・プライドプロジェクト

役　名	ふりがな 氏　名	住所又は居所	報酬の 有　無
代表理事	ほんだ　まさむね 本多　正宗	[redacted]	なし
理事	ありむら　ようこ 有村　陽子	[redacted]	なし
理事	よしおか　ゆか 吉岡　有可	[redacted]	なし
理事	いのうえ　すずか 井上　鈴佳	[redacted]	なし
監事	さかた　わたる 坂田　和	[redacted]	なし

設立趣旨書

1　趣　旨

現代の社会では、性の多様性に対する理解が広がりつつある一方で、多様なセクシュアリティをもつこども・若者が、学校や家庭、地域社会において孤立や不安を抱える現状があります。

特に、LGBTQ ユース層においては、自殺念慮や自傷行為の割合が高く、安心して自己を肯定できる「居場所」を持つことが困難な状況が続いています。

こうした背景のもと、私たちは2020年に「プライドプロジェクト」を発足し、「セクシュアリティにかかわらず、すべてのユースが居場所を感じられる社会をつくる」ことを理念として地域に根付いた活動を続けてきました。私たちが考える「居場所」とは、単なる物理的空間ではなく、心理的安全性が保たれ、自分が自分であってよいと肯定されながら安心して過ごせる環境を指します。

これまでに、阪神地区を中心に以下のような取り組みを行ってきました。

・尼崎市・西宮市におけるユースの居場所事業（年間18回程度開催）
・学校やこども支援施設への出張授業・講師派遣による性の多様性教育の実施
・市民向けセミナーやワークショップ等の啓発活動
・困難を抱える若者への相談対応・食糧支援・支援先へのつなぎなどのニーズに合わせた伴走支援
・地域支援者同士のネットワーク形成および学び合いの場の提供
・支援現場で活用できる教材・資料の作成と共有

これらの活動を通して、こども・若者が地域の中で「安心して自分らしく生きる」ための社会的基盤づくりを進めてきました。しかし、任意団体としての活動では、資金や人材の確保、行政や教育機関との協働の面で限界があり、持続的な運営体制を整える必要が生じてきました。そこで私たちは、これまで培ってきた活動を社会に根付かせ、安定的かつ公的な立場から事業を推進していくため、特定非営利活動法人を設立することを決意いたしました。法人化により、地域の中で地域行政や他団体との連携をさらに深め、こども・若者支援の広がりを地域全体に展開していくことをめざします。

今後は、セクシュアリティに関わらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するために、居場所づくり・教育支援・支援者育成など多角的な活動を継続的に行い、地域社会の健全な発展に寄与してまいります。

２　申請に至るまでの経過

令和２年１月　　学生団体として「プライドプロジェクト」が発足

令和２年５月　　オンラインで10代20代向けの居場所イベントを開催開始

令和２年９月　　対面にて23歳以下を対象とした居場所イベントを大阪市内で開催開始

令和３年２月　　地域向けの啓発セミナーを実施（講師派遣事業が開始）

令和３年11月　　西宮市と共催で23歳以下を対象とした居場所事業を開始

令和３年12月　　尼崎市立ユース交流センターと共催で29歳以下を対象とした居場所事業を開始

令和６年８月　　LGBTQ ユース支援者を対象とした交流会事業の開始

令和６年９月　　当団体内で法人化の意思を確認

令和７年12月　　設立総会

令和７年12 月20 日

特定非営利活動法人 LGBTQ ユースサポート・プライドプロジェクト

設立代表者　　本多　正宗

令和８年度事業計画書

特定非営利活動法人 LGBTQ ユースサポート・プライドプロジェクト

１．基本方針

初年度は NPO 法人としての基礎固めに注力し、活動の持続性と安定性を確保します。

具体的には、事務局の運営体制とシステム体制の強化を最優先で実施し、効率的で透明性の高い組織基盤を確立します。同時に、これまで実施してきた LGBTQ ユースの支援事業を法人の中核事業として円滑に引き継ぎ、活動を継続して実施してゆきます。

また、法人の活動内容と目的を地域社会に広く周知するため、活動紹介パンフレットの作成やウェブサイトのリニューアルを実施します。これらの広報活動を通じて地域との連携を深め、本法人の認知度向上を図ります。

２．特定非営利活動に係る事業

当該年度は定款第５条第１項第１号、第３号、第７号事業を実施する予定です。

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1)こども・若者が地域の中で出会い、ネットワークを形成するための事業	尼崎居場所事業（協力事業）	通年･12 回	尼崎市立ユース交流センター	100 名程度	60
	西宮居場所事業（共催）	通年・6 回	プレラにしのみや	40 名程度	120
(3)イベント、ワークショップ等による普及啓発事業	支援者支援事業	通年・１回	西宮市内	30 名程度	0
(7)教材・資料の作成および出張授業等の教育支援事業	講師派遣事業	通年･40 回	各教育機関等	4,000 名程度	1,200

３．事業実施体制

(1)　会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年４回

(2)　事務局体制

事務局長：中川 暢基

令和９年度事業計画書

特定非営利活動法人 LGBTQ ユースサポート・プライドプロジェクト

１．基本方針

法人設立２年目は、初年度に構築した組織基盤と広報ツールを最大限に活用し、事業の定着と拡大に注力して活動の発展性を確保します。リニューアルしたウェブサイト等の広報媒体を積極的に運用し、教育支援事業（講師派遣）の新規依頼獲得に努め、収益事業としての安定化を図ります。また、継続的な情報発信を通じて行政や関係機関との連携をさらに深め、LGBTQ ユースが安心して過ごせる地域社会の実現に寄与します。

２．特定非営利活動に係る事業

当該年度は定款第５条第１項第１号、第３号、第７号事業を実施する予定です。

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1)こども・若者が地域の中で出会い、ネットワークを形成するための事業	尼崎居場所事業（協力事業）	通年･12 回	尼崎市立ユース交流センター	100 名程度	60
	西宮居場所事業（共催）	通年・6 回	プレラにしのみや	40 名程度	120
(3)イベント、ワークショップ等による普及啓発事業	支援者支援事業	通年・2 回	西宮市内 尼崎市内	50 名程度	0
(7)教材・資料の作成および出張授業等の教育支援事業	講師派遣事業	通年･45 回	各教育機関等	4,500 名程度	1,350

３．事業実施体制

(1)　会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年４回

(2)　事務局体制

事務局長：中川 暢基

特定非営利活動法人LGBTQユースサポート・プライドプロジェクト

2026年度活動予算書

（成立の日から2027年3月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		100,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	50,000		
受取寄付金計		50,000	
３．受取助成金等			
受取民間助成金	200,000		
受取助成金計		200,000	
４．事業収益			
(1) こども・若者ネットワーク形成事業	180,000		
(3) イベント等開催による普及啓発事業	0		
(7) 教材作成、出張授業等教育支援事業	1,200,000		
事業収益計		1,380,000	
５．その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			1,730,000
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
委託費	50,000		
謝金	880,000		
印刷製本費	20,320		
会議費	48,000		
旅費交通費	60,680		
通信費	60,000		
消耗品費	44,000		
新聞図書費	94,000		
会場費	4,000		
研修費	50,000		
その他経費計	1,311,000		
事業費計		1,311,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	114,400		
雑費	20,000		
その他経費計	134,400		
管理費計		134,400	
経常費用計			1,445,400
当期正味財産増減額			284,600
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			284,600

特定非営利活動法人LGBTQユースサポート・プライドプロジェクト

2027年度活動予算書

（2027年4月1日から2028年3月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		100,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	50,000		
受取寄付金計		50,000	
３．受取助成金等			
受取民間助成金	200,000		
受取助成金計		200,000	
４．事業収益			
(1) こども・若者ネットワーク形成事業	180,000		
(3) イベント等開催による普及啓発事業	0		
(7) 教材作成、出張授業等教育支援事業	1,350,000		
事業収益計		1,530,000	
５．その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			1,880,000
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
委託費	50,000		
謝金	990,000		
印刷製本費	20,320		
会議費	48,000		
旅費交通費	60,680		
通信費	60,000		
消耗品費	44,000		
新聞図書費	94,000		
会場費	4,000		
研修費	50,000		
その他経費計	1,421,000		
事業費計		1,421,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	105,600		
雑費	20,000		
その他経費計	125,600		
管理費計		125,600	
経常費用計			1,546,600
当期正味財産増減額			333,400
前期繰越正味財産額			284,600
次期繰越正味財産額			618,000